

岡崎市次世代自動車購入費補助金事務取扱要領

令和 7 年 10 月 8 日施行

岡崎市次世代自動車購入費補助金交付規程（以下「規程」という。）に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

（交付申請書兼実績報告書等）

第 1 条 規程第 9 条第 1 項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書及び必要な書類は、次に定めるところによる。

- (1) 岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書 様式第 1 号
- (2) 規程第 9 条第 2 項第 3 号に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金リース明細書 様式第 2 号

（交付決定兼額の確定通知書等）

第 2 条 規程第 10 条第 2 項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金交付決定兼額の確定通知書は、様式第 3 号に定めるところによる。

2 規程第 10 条第 3 項に規定する通知は、様式第 4 号により行うものとする。

（請求書）

第 3 条 規程第 11 条第 1 項に規定する請求書は、様式第 5 号に定めるところによる。

（交付申請取下届出書）

第 4 条 規程第 12 条に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請取下届出書は、様式第 6 号に定めるところによる。

（取得財産処分制限期間等）

第 5 条 規程第 13 条第 1 項に規定する取得財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 条）に定める耐用年数を勘案して、4 年とする。

2 規程第 13 条第 2 項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認申請書は、様式第 7 号に定めるところによる。

- 3 規程第 13 条第 3 項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認通知書は、様式第 8 号に定めるところによる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 6 条 規程第 14 条第 2 項に規定する通知は、様式第 9 号に定めるところによる。

- 2 規程第 14 条第 3 項に規定する額は、取得財産処分制限期間（年数）から既に使用した年数（1 年に満たない期間は切り捨てる。）を減じて得られる値を、取得財産処分制限期間で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該産出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とし、別表 1 のとおりとする。ただし、リース契約の場合において、その契約年数が 4 年に満たない場合の算出方法については別表 2 のとおりとする。

(地位承継届出書等)

第 7 条 規程第 15 条に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金地位承継届出書は、様式第 10 号に定めるところによる。

- 2 規程第 15 条第 2 項に規定する通知は、様式第 11 号により行うものとする。

別表 1（第 6 条関係）

補助金返還額の算出方法

経過年数（注）	残存簿価ベース（定額法）
1 年未満	全額
1 年以上 2 年未満	補助額 $\times$ 3 / 4
2 年以上 3 年未満	補助額 $\times$ 2 / 4
3 年以上 4 年未満	補助額 $\times$ 1 / 4
4 年以上	補助金の返還は要しない

注 経過年数の起算日は登録年月日とする。

別表 2（第 6 条関係）

リース契約年数が 4 年に満たない場合の算出方法

経過年数（注）	残存簿価ベース（定額法）
1 年未満	全額
1 年以上 2 年未満	補助額 $\times$ 2 / 3
2 年以上 3 年未満	補助額 $\times$ 1 / 3
3 年以上	補助金の返還は要しない

注 経過年数の起算日は登録年月日とする。